

# 1 「湧別町」の住所

## 上湧別地区

現在の住所等		
住所の表示		郵便番号
上湧別町字	旭	099-6321
	北兵村三区	099-6322
	北兵村二区	099-6323
	中湧別	099-6324
	北兵村一区	099-6325
	屯田市街地	099-6501
	南兵村三区	099-6502
	南兵村二区	
	南兵村一区	
	開盛	099-6503
	富美	099-6505
	上富美	099-6504
	札富美	099-6506



湧別町発足時の住所等		
住所の表示		郵便番号
湧別町	旭	現在と変更ありません
	北兵村三区	
	北兵村二区	
	中湧別東町	099-6327
	中湧別北町	099-6326
	中湧別中町	099-6329
	中湧別南町	099-6328
	北兵村一区	現在と変更ありません
	上湧別屯田市街地	
	南兵村三区	099-6507
	南兵村二区	099-6508
	南兵村一区	099-6509
	開盛	現在と変更ありません
	富美	
	上富美	
	札富美	



【合併後の中湧別の地番については次のとおりとなります。】

旧		新	
字名	地番	字名	地番
中湧別	1番地～314番地	中湧別北町	1番地～314番地
	315番地の1～407番地	中湧別東町	315番地の1～407番地
	408番地の1～449番地	中湧別南町	408番地の1～449番地
	450番地の1～499番地	中湧別中町	450番地の1～499番地
	500番地の1～553番地	中湧別南町	500番地の1～553番地
	554番地～600番地	中湧別中町	554番地～600番地
	602番地～633番地	中湧別南町	602番地～633番地
	634番地～688番地	中湧別中町	634番地～688番地
	689番地～720番地	中湧別南町	689番地～720番地
	721番地～798番地の2	中湧別中町	721番地～798番地の2
	799番地の1～820番地の18	中湧別南町	799番地の1～820番地の18
	821番地の1～826番地の4	中湧別中町	821番地の1～826番地の4
	828番地の1～965番地の14	中湧別南町	828番地の1～965番地の14
	966番地～1002番地の2	中湧別東町	966番地～1002番地の2
	1003番地の1～1047番地	中湧別南町	1003番地の1～1047番地
	3008番地の1	中湧別東町	3008番地の1
	3008番地の2、3	中湧別中町	3008番地の2、3
	3008番地の4	中湧別北町	3008番地の4
	3018番地の1、4、5、13、14	中湧別東町	3018番地の1、4、5、13、14
	3018番地の2、3、6～12、15～49	中湧別北町	3018番地の2、3、6～12、15～49
	3019番地の1～4、7	中湧別東町	3019番地の1～4、7
	3019番地の5、6、8～25	中湧別北町	3019番地の5、6、8～25
	3020番地の1、7～16	中湧別中町	3020番地の1、7～16
	3020番地の2～6	中湧別東町	3020番地の2～6
	3021番地の1	中湧別中町	3021番地の1
	3021番地の2	中湧別東町	3021番地の2
	3021番地の3	中湧別中町	3021番地の3
	3022番地の1	中湧別南町	3022番地の1
	3022番地の2～23	中湧別東町	3022番地の2～23
	3035番地の1、2	中湧別北町	3035番地の1、2
	3036番地～3038番地	中湧別中町	3036番地～3038番地
	3039番地の1～4	中湧別東町	3039番地の1～4
	3040番地	中湧別東町	3040番地



## 湧別地区

現在の住所等		
住所の表示		郵便番号
湧別町	港町	099-6401
	曙町	099-6402
	緑町	099-6403
	栄町	099-6404
湧別町字	錦	099-6414
	川西	099-6415
	信部内	099-6271
	緑蔭	099-6272
	登栄床	099-6412
	東	099-6411
	福島	093-0735 (536番地)
		099-6413 (その他)
	芭露	093-0731
	上芭露	093-0732
	東芭露	093-0734
	西芭露	093-0733
	志撫子	093-0652
	計呂地	093-0651



湧別町発足時の住所等		
住所の表示		郵便番号
湧別町	港町	現在と変更ありません
	曙町	
	緑町	
	栄町	
	錦町	
	川西	
	信部内	
	緑蔭	
	登栄床	
	東	
	福島	
	芭露	
	上芭露	
	東芭露	
西芭露		
志撫子		
計呂地		

1. 「紋別郡」の表示については、従来どおり変更はありません。
2. 字名については、「字」の一文字を取り、基本的にはその区域や地番の表示については従来どおり変更はありません。

ただし、「中湧別」は4つの区域に分かれますが、地番の表示については従来どおりとなります。

また、「屯田市街地」は「上湧別屯田市街地」に、「錦」は「錦町」となりますが、区域や地番の表示については従来どおりです。

※例えば上湧別地区では、

「紋別郡上湧別町字屯田市街地318番地」 ⇒ 「紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地」

「紋別郡上湧別町字中湧別3020番地の1」 ⇒ 「紋別郡湧別町中湧別中町3020番地の1」

※例えば湧別地区では、

「紋別郡湧別町栄町112番地の1」 ⇒ 「紋別郡湧別町栄町112番地の1」(変更なし)

「紋別郡湧別町字東41番地の11」 ⇒ 「紋別郡湧別町東41番地の11」

となります。